

砥部町建設工事に係る設計、調査及び測量委託入札後審査型一般競争入札要領

平成 21 年 9 月 25 日
砥部町告示第 88 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 5 の規定に基づき、本町が発注する建設工事に係る設計、調査及び測量委託(以下「業務委託」という。)の入札、契約における透明性、競争性及び公平性を確保するため入札後審査型一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)を実施するため砥部町契約規則(平成 17 年規則第 50 号)に定めるもののほか必要な事項を定める。

(対象業務)

第 2 条 一般競争入札の対象とする業務委託は、設計金額 500 万円以上のものとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札参加者の資格)

第 3 条 一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 砥部町入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (2) 砥部町建設工事指名停止処分規程(平成 17 年砥部町告示第 44 号)に基づく指名停止期間中にない者
- (3) 令第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。)
- (5) その他対象業務委託ごとに定める要件を満たす者

(公告)

第 4 条 令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づく一般競争入札の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札執行の場所及び日時
- (4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (5) 契約事項を示す場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

2 前項の公告の写しについては、砥部町のホームページ及び契約担当課において公表する。

(入札の申込み)

第 5 条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、競争入札参加資格審査申請書(様式第 1 号。以下「申請書」と言う。)に、入札参加資格審査資料(様式第 2 号及び様式第 3 号。以下「審査資料」と言う。)を添付し、所定の期日までに入札参加の申込みをしなければならない。

(設計図書の購入等)

第 6 条 入札参加申込者に対する対象業務委託の仕様書、図面及び金抜設計書(以下「設計図書等」という。)の購入先は、町が指定した販売店とする。

2 設計図書等の購入できる時間は、当該販売店の営業時間内で、当該入札を公告した日から入札申込み締切日までの間とする。

3 入札参加者は、設計図書等に疑義が生じたときは、質疑応答書（様式第4号）をもって質問することができる。

（入札参加資格の事前確認）

第7条 町長は、一般競争入札に参加しようとする者が第3条第1号から第4号までに規定する入札参加資格を有しているかどうかを確認及び同条第5号に規定する入札参加資格に関して、町長が指定した期間に申請書及び審査資料を提出しているかどうかの確認を、全ての入札参加者について開札執行前に行うものとする。

（入札の執行延期等）

第8条 次の各号いずれかに該当するときは、入札を延期、中止又は取り消すものとする。その場合、入札参加者が損失を受けた場合において、町は賠償の責を負わない。

- (1) 天災その他、やむを得ない理由がある場合
- (2) 不正行為が認められる等明らかに競争の実効性がないと認められるとき
- (3) 入札参加者が2者未満の場合
- (4) 入札参加資格のない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者が入札を行った場合
- (5) 入札に関する条件に違反した者及び入札時点において入札参加資格を失っている者が入札を行った場合

（落札者の決定及び入札参加要件の審査）

第9条 町長は、開札の執行後、予定価格以内の最低価格入札者から当該入札参加資格の有無を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、最低価格入札者以外の入札参加者の審査を省略し、最低価格入札者を落札者と決定して審査を終了するものとする。最低入札価格者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に落札者が決定するまで同様の手続を行うものとする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより決定する。

3 第1項において入札参加資格を満たしていないと認められた者については、入札参加不適合通知書（様式第5号）を送付するものとする。

（入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第10条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第3項の通知をした日の翌日から起算して7日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下これらを「休日」という。）を含まない。）以内に、町に対して入札参加資格がないと認めた理由の説明を書面により求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 町長は、前項の説明を求められたときは、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

（その他）

第11条 当該入札に関し、その他の事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札案件についての現地説明会は、行わない。
- (2) 提出書類（以下「資料等」という。）について、町長は、特に必要があると認めるときは、説明を求めることができる。
- (3) 資料等にかかる費用は、提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。
- (4) 町長は、当該資料等を無断で他の用途に使用しないものとする。
- (5) 入札参加者は、設計図書等を熟知し入札すること。
- (6) この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 26 日告示第 119 号）

この告示は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 10 日告示第 14 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

砥部町長

様

申請者

住 所

会 社 名

代 表 者

㊟

年 月 日付けで入札告示のありました 委託業
務の入札に参加する資格について審査して下さるよう次の資料を添えて申請します。

なお、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

様式第2号（第5条関係）

入札参加資格審査資料
（業務実績）

会社名：_____

業 務 経 験	業 務 名	
	発注機関名	
	業 務 場 所	
	委 託 料	
	履 行 機 関	年 月 から 年 月
業 務 概 要 等		

(注)

- 1 業務経験を証明するものとして、(財)日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS)」による業務カルテの写しを添付すること。また、業務カルテを添付することができない場合には、契約書の写し又は施工証明書を添付すること。(いずれの場合であっても、入札参加条件とした業務実績の内容が確認できるものであること。これらの方法で確認できない場合は、設計書及び仕様書等も併せて添付すること。)

様式第3号（第5条関係）

入札参加資格審査資料
(配置予定の技術者の資格・業務経験)

会社名： _____

技術者の氏名		
法令による免許		
業 務 経 験	業 務 名	
	発注機関名	
	業 務 場 所	
	委 託 料	
	履 行 機 関	年 月 から 年 月
	従 事 役 職	
業 務 概 要 等		

(注)

- 1 法令による免許については、当該資格を証する書類（写し）を添付すること。
- 2 業務経験については、他の会社などで従事していた経験を含む。
- 3 従事役職については、「管理（主任）者」又は「照査技術者」の該当する方を記入すること。
- 4 在籍証明又は在籍の確認ができるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- 5 業務経験を証明するものとして、(財)日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS)」による業務カルテの写しを添付すること。また、業務カルテを添付することができない場合には、契約書の写しを添付すること。

様式第4号 (第6条関係)

質 疑 応 答 書

年 月 日

砥部町長

様

住 所
会 社 名
代 表 者
電 話 番 号

印

このことについて、下記のとおり質問します。

(業 務 名)

委託業務

質問事項

回 答

様式第5号（第9条関係）

競争入札参加不適合通知書

年 月 日

様

砥部町長



さきに申請のあった
て審査の結果、次のとおり通知いたします。

委託業務に係る入札参加資格につい

資 格 無

資格が無い理由